

市街化調整区域での建築にご注意を！

市街化調整区域内では原則、建築することができません！

- ◆横浜市は市内全域が都市計画法に基づく「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」のどちらかに指定されています。そのうち、市街化調整区域内では、原則として**建築することができません**。

横浜市内の市街化調整区域は
横浜市行政地図情報提供システム(iマッピー)
で確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

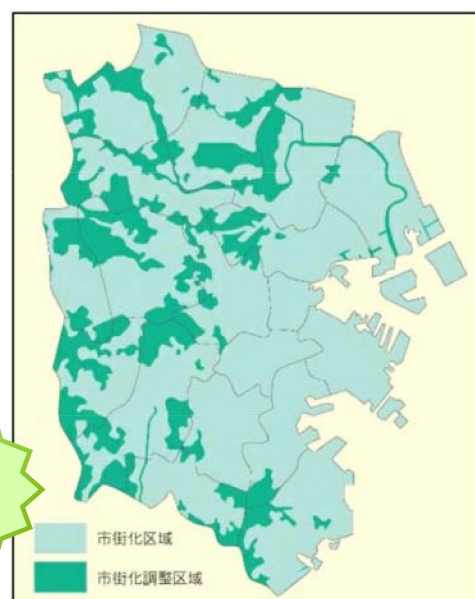
iマッピー

検索

市内の約

1 / 4

が市街化調整区域！



- ◆このような市街化調整区域の土地を購入する際、「簡易なものであれば建築しても大丈夫」と思い込み、物置やコンテナ等を設置して違反建築物となってしまうケースが多く見受けられます。契約者間でのトラブルにも繋がりますので、市街化調整区域内の土地の売買の際は簡易なものであっても**建築することができない**ことにお気をつけください。

建築物とは

「屋根」と「壁もしくは柱」があるもの。基礎の有無や材質によらず、以下のような簡易なものも建築物です。

<建築物の例>



プレハブ・ユニットハウス



コンテナ(倉庫・店舗の用途)



単管パイプ組による屋根掛け



スチール物置

現況有姿分譲地にご注意を！

- ◆市街化調整区域内の土地を道路等の簡易な整備を行った後、「**現況有姿分譲**」と呼ばれるかたちで、分譲し販売されている土地があります。このような土地も原則として**建築することができません**ので購入される際は十分ご注意ください。

- ◆お問い合わせ先

違反建築物に関すること

建築局建築監察部違反対策課

045-671-3856